

受託業務にかかる人件費単価等規定

第1条（目的）本規定は、当社が国、地方公共団体、その他公共機関及び民間企業等外部から受託又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）に関し、業務遂行に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（労務費）

1. 受託事業の実施に際し必要な経費の見積りは、この規定に定めるところにより計算するものとする。
2. 受託人件費単価 受託業務等に係る受託人件費単価については、当該受託等事業に従事する者の職責・職務内容に応じて、別紙「設計・開発業務委託等技術者単価表」の金額を用いる。
3. ただし、当該基準は、標準的な業務の単価基準であり、受託する業務の難易度及び業務量等を考慮の上、増減 することがある。

第3条（その他の経費）

旅費、物品購入費その他の受託業務の遂行に必要となる経費については、実費又は合理的な根拠に基づいて算定される金額による。

第4条（疑義について）

本規定に定めのない事項及び本規定の解釈について発生した疑義については、管掌取締役の決定による。

2024年4月1日制定 カサイエレクト株式会社

設計・開発業務委託等技術者単価表

職種	基準日額（円）
マネージャー	80,000
設計主任技術者	70,000
開発主任技術者	70,000
技術者	50,000
技術員	40,000
専属検査員	30,000
専属事務員	30,000